

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱

第一 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第二百七十号）は、廃止するものとすること。

（本則関係）

第二 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとすること。ただし、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）の解散等に係る準備行為に関する規定は、公布の日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

第三 雇用・能力開発機構の解散等

一 雇用・能力開発機構は、この法律の施行の時において解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに国が承継する資産及び債務を除き、その一切の権利及び義務は、承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済

機構」という。(一)が承継するものとすること。

二 この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構が有する権利及び義務のうち、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び労働者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産及び当該業務に係る債務以外の債務は、この法律の施行の時において国が承継するものとすること。

三 その他雇用・能力開発機構の解散に関する所要の規定を設けること。

(附則第二条から第四条まで関係)

第四 都道府県に対する職業能力開発促進センター等の譲渡の特例等

一 雇用・能力開発機構が設置及び運営を行う職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター(以下「職業能力開発促進センター等」という。)について、高度な職業訓練を効果的かつ効率的に実施することを可能とする体制の整備を図るとともに、当該職業能力開発促進センター等の所在する地域における求職者その他の労働者が引き続き必要な職業訓練を受ける機会を確保するため、雇用・能力開発機構は、当該地域において、都道府県が、当該職業能力開発促進センター等についてその機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるときは、この法律の公布の日から平成二

十三年三月三十一日までの間に、当該職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を当該都道府県に対して譲渡することができるものとすること。

（附則第六条第一項関係）

二 一により、雇用・能力開発機構が都道府県に対し職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を譲渡する場合における当該資産の価額は、(一)から(三)までに掲げる雇用・能力開発機構の職員の引継職員比率に応じて、それぞれに定める価額とするものとする等所要の規定を設けること。

(一) 引継職員比率が二分の一以上である場合 無償

(二) 引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合 時価からその八割を減額した価額

(三) 引継職員比率が三分の一未満である場合 時価からその五割を減額した価額

（附則第六条第二項から第五項まで関係）

三 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、一と同様に、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を都道府県に対して譲渡することができるものとし、二については当該譲渡について準用するものとすること。

（附則第七条関係）

四 国は、一により都道府県が雇用・能力開発機構から職業能力開発促進センター等の用に供する資産の

譲渡を受けた場合には、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間、三により都道府県が高齢・障害・求職者雇用支援機構から職業能力開発促進センター等の用に供する資産の譲渡を受けた場合には、その譲渡を受けた日から同日の属する年度の翌年度の末日までの間は、当該都道府県に対し、当該職業能力開発促進センター等の運営に要する費用のうち厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額に、(一)から(三)までに掲げる雇用・能力開発機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の引継職員比率に応じて、それぞれに定める割合を乗じて得た額を補助するものとすること。

- (一) 引継職員比率が二分の一以上である場合 十分の十
- (二) 引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合 十分の八
- (三) 引継職員比率が三分の一未満である場合 十分の五

(附則第八条関係)

第五 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正

一 題名

題名を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に改めるものとすること。

二 名称

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号。以下「新機構法」という。）及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改めるものとすること。

（新機構法第二条関係）

三 高齢・障害・求職者雇用支援機構の目的

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること

を目的とするものとすること。

(新機構法第三条関係)

四 事務所

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、主たる事務所を千葉県に置くものとすること。

(新機構法第四条関係)

五 運営委員会

(一) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に、六(一)及び(二)の業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置くものとし、業務方法書の変更、通則法第三十条第一項に規定する中期計画及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画については、運営委員会の議を経なければならないものとすること。

(新機構法第十二条第一項及び第二項関係)

(二) 運営委員会は、(一)のほか、職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができるものとすること。

(新機構法第十二条第三項関係)

(三) 運営委員会は、運営委員十三人以内をもつて組織するものとすること。(新機構法第十二条関係)

(四) 運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとし、その任期を四年とするものとする等所要の規定を設けること。

(新機構法第十三条関係)

六 業務の範囲

(一) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、三の目的を達成するため、従来の業務に加え、職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営に係る業務を行うものとすること。

(新機構法第十四条第一項関係)

(二) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、(一)の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて(一)に掲げる施設(宿泊施設を除く。)を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うものとすること。

(新機構法第十四条第三項関係)

七 業務の特例

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、従来の業務及び職業能力開発業務のほか、暫定的に雇用促進住宅等の譲渡業務等を行うものとともに、これらの業務の実施に伴う所要の規定を設けること。

(新機構法附則第五条関係)

八 区分経理

職業能力開発業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別の勘定を設けて整理しなければならないものとすること。

(新機構法第十六条関係)

九 協議会等

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、協議会の開催等により、労働者を代表する者、事業主を代表する者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないものとする等所要の規定を設けること。

(新機構法第二十条関係)

十 協議

厚生労働大臣は、六一)の業務に関し、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならないものとすること。

(新機構法第二十二条関係)

十一 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第六 高齢・障害・求職者雇用支援機構の事務所に関する経過措置

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、政令で定める日までの間、主たる事務所を東京都に置くものとすること。

(附則第十四条関係)

第七 中小企業退職金共済法の一部改正

一 業務の範囲等

勤労者退職金共済機構は、退職金共済業務のほか、財形関係業務を行うものとともに、当該業務の実施に伴う所要の規定を設けるものとすること。

二 資本金

勤労者退職金共済機構に資本金を設けるものとすること。

三 業務の特例

勤労者退職金共済機構は、暫定的に所要の業務を行うものとともに、これらの業務の実施に伴う所要の規定を設けるものとすること。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

(附則第十六条関係)

第八 勤労者財産形成促進法の一部改正

一 雇用・能力開発機構の行う教育融資の廃止

勤労者等に対し教育資金の貸付けを行う業務を廃止するものとすること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

(附則第十八条及び第十九条関係)

第九　高齢・障害・求職者雇用支援機構及び労働者退職金共済機構の職員の採用

一　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は労働者退職金共済機構（以下「高齢・障害者雇用支援機構等」という。）の理事長は、雇用・能力開発機構を通じ、その職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構又は労働者退職金共済機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構等」という。）の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとすること。

二　雇用・能力開発機構は、一の提示がされたときは、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となることに関する雇用・能力開発機構の職員の意思を確認し、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となる意思を表示した者の中から、当該高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員の採用の基準に従い、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して高齢・障害者雇用支援機構等の理事長に提出するものとすること。

三　二の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構等の理事長から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の日の前日において雇用・能力開発機構の職員で

あるものは、この法律の施行の日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員として採用されるものとすること。

四 雇用・能力開発機構及び厚生労働大臣は、雇用・能力開発機構の職員のうち、三の通知を受けた者以外の者の速やかな再就職を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

第十 その他

その他所要の経過措置等を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとすること。

(附則第五条、第十五条及び第十七条関係)